

議会基本条例特別委員会（第2回）要点録

- 1 日 時 平成23年1月14日(金)9:30~11:39
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
樋之津倫子（傍聴議員）、藤井義明（傍聴議員）
- 3 欠席委員 齋藤重雄
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容
委員長…前回指摘のあった現状の問題点の整理について意見をください。提出された
問題点は一覧にして、条例を検討の際クリアし、条例に当たらないものは委員長
報告で述べたい。
C委員…各委員会の規定について、議運と会派代表者会議の協議案件、予算に関し、素
案段階で意見を述べる機会はないか。傍聴について、対象が議員と市民のい
ずれに対してか明確な表現でない。情報公開について、交際費と政務調査費のホ
ームページ公開、陳情者への回答が必要、請願審査での専門家の出席、ホームペ
ージでの意見募集、本会議でのプロジェクター使用、議会棟の分煙。
B委員…二元制、市民と議会と執行部のあり方を述べた。地域協議会は市民と執行部
のパイプ。その中で、議会は市民からの問題点や不満を指摘してもらい、議会の
権限（議決、監視、検査、意思表示）をどう行使するかが大切。北川地区のアン
ケートで、議会に対して普通が最多、議会の取り組みの情報がないためと思われ
る。関心はあるが、意見交換の場がなく情報提供できていないことが問題。
G委員…会議規則、申し合わせについて課題は特になし。
A委員…前回の発言は、会議規則や申し合わせに問題があるという意味ではない。た
だ、基本条例に反しないか確認は要る。会議規則と申し合わせを併せた規則も考
えられる。
D委員…現状の問題点は、以前の意見書に同じ。議会がやるべきことは多い、市民の
不満が多い、市民に議会の活動が見えない。市民が市政に関わってもらうための
基本条例である。今まで積み重ねてきた会議規則や申し合わせとの体系的な部分
は確認する必要がある。
E委員…市民に開かれた議会のための条例とすべき。申し合わせなどの再確認は必要。
F委員…例えば、傍聴者数の制限は「誰でも傍聴できる」にそぐわない。また、請願
が委員会へ出るのが遅かったので、3委員長が議運へ出席することを義務化して
は。
I委員…最高位となる基本条例との整合性から、着席及び離席、請願提案者の委員会
出席、継続審査や趣旨採択の扱いについて考える必要がある。
J傍聴議員…市民に見えないのが一番の問題であり、市民との意見交換が重要。申し
合わせで細かい部分を変えたが、議会はなにも変わっていない。
K傍聴議員…積み重ねた改革の集大成として基本条例があるべき。先に現状の問題点

について十分議論すべき。市民参加については、代表を送ったことで質問を通して意見を伝えることができるが、その結果を市民に返すすべがない。報告会以外の手段がないのかと思う。また、請願の議論を委員会でもっと十分すべき。

委員長…出してもらった問題点を一覧化し、条例に盛り込めるよう協議する。また、条例に盛り込めないものは要望の形で委員会報告する。

A委員…他市の申し合わせの状況を調べるべき。非公開の申し合わせは、隠し事にもとられる。申し合わせのあり方、その存在自体の是非を考えるべき。

B委員…申し合わせは、質問の仕方などについて「こうしましょう」というだけのもの。基本条例と自治法の整合性も大切。たとえば「参考人」は自治法に既存しており、条例に盛り込むかどうか議論が要る。また、市民参加で今やれることを考えたとき、できるのが意見交換会だと思う。条例制定が完成ではなく、行動して進化させるもの。まず、行動しなくては始まらないと思う。

委員長…まずは基本条例を制定し、制定後に倫理条例、委員会規則、会議規則などで足りないものを補っていきたい。まずは基本条例について協議したい。

F委員…規則・申し合わせは、どう会議を回していくかのきまりであり、基本条例とは違う。位置づけをはっきりさせてから、基本条例の中身の議論に入るべき。

委員長…申し合わせと条例のギャップや問題点について整理して、次のステップに進みたいという意味で前回お願いした。

G委員…F委員と同じく、前回、条例と申し合わせの兼ね合いをどうするかを問われたと理解して、先ほど「課題はない」と答えた。条例の内容を協議する中で考えればよいと思う。

D委員…問題点を整理することには賛成。条例の個別内容を議論する中で課題を出していけばよい。条例の中身をいいものにしたい。早く中身の議論に入りたい。

B委員…申し合わせは運営に関するもの、基本条例は最高規範であり、他の条例はこれに整合させるのであまり考える必要はない。自治法などの上位法との整合性が問題。

F委員…基本条例制定後に、具体的なことは実施要綱等で決めればよい。

委員長…配付した資料は、他市の議会基本条例から条例に盛り込む項目を網羅したものの。各委員で資料を確認いただき、今回は項目の要・不要を協議したい。

A委員…条例の文言について市民に説明できるように、憲法などとの整合性から議論されたい。

D委員…時間的制約もあるので、専門的なことは事務局などでできないか。

事務局…執行部にも法制担当はいるが、非常に専門的とは言えない。

D委員…委員会の案を専門の方に訂正していただき、それを委員会で説明しては。

A委員…議会の案を執行部が変えてほしいという場合があるかもしれない。

B委員…岡大の教授にチェックしてもらうこともできる。

委員長…事務局を通してチェックしながら、協議していく形で進めたい。

まず、この資料で足りない追加項目を出してもらった後、各項目の要・不要を議論したい。

F委員…条例のチェックを専門家をお願いできるか。

事務局…ある程度素案ができた段階で見ていただくことは可能と思う。

B委員…この資料を確認して、次回および次々回の委員会で各委員から追加項目を出してもらった後に、順次、条例の項目について議論を始めてはどうか。

G委員…専門家へは事務局を通してお願いするのか。

事務局…最終的にはシンポジウムの講師をお願いしたいと考えている。途中で状況報告して助言をお願いし、住民告知の手段として最後にシンポジウムへ来ていただくことを考えている。

委員長…次回委員会までに、資料に目を通していただき、必要な項目を追加したのち、条例の項目の協議に入ることとする。

政治倫理条例については、基本条例最終案を全協で報告した際に、引き続き倫理条例も協議すべきとなれば、倫理条例の協議に入りたいと考えるが、意見をください。

C委員…基本条例の中に倫理条例を謳うべき。二段階でなく、同時に進めるべき。

B委員…倫理条例は必要。基本条例に入れることもできるし別に定めることもできる。

G委員…倫理条例は必要。基本条例に入れるかどうかはまだ検討中。

D委員…倫理条例は必要。ボリュームや時間の制約から基本条例と一緒に難しい。

E委員…後々のこと考えると倫理条例は必要。

F委員…倫理条例は必要。今まであったことを条例にするので難しくない。

I委員…倫理条例は必要。基本条例制定後、倫理条例に取り組むべき。

事務局…他市では基本条例と倫理条例は別に定めているところが多い。

委員長…倫理条例が必要という点は合意した。スケジュール案を目安に進める。

次に、住民説明会、パブコメについての意見をください。

C委員…住民説明会は、その時出せるものがあればすべき。パブコメもすればよい。

B委員…無記名のアンケートがいいのでは。

G委員…住民説明会、パブコメどちらも必要。

A委員…重層的にやればいい。可能なものを全部する。やりすぎということはない。

D委員…策定中に市民の意見を聴く場が要る。パブコメは素案ができた段階ですべき。

E委員…住民説明会、パブコメどちらも必要。

F委員…住民説明会、パブコメどちらも必要。

I委員…住民説明会、パブコメどちらも必要。

委員長…委員会の結論として、条例制定の過程で住民説明会とパブコメを行う。

また、政治倫理条例は必要ということで確認した。